



交通安全情報 84

ストップ・ザ・交通事故

平成30年11月26日
警察本部交通部
交通総合対策センター

上川総合振興局から

飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

平成30年11月26日、上川総合振興局から、「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

対策地域

上川総合振興局管内

本年、上川総合振興局における同対策は1回目

旭川市内で飲酒運転の逮捕事案が連続した3日間で3件発生したため。

対策期間

11月26日(月)から12月2日(日)までの7日間

主な対策実施内容

上川総合振興局を始めとする関係機関・団体が中心となり、
飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施

北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



運転者以外の罰則

車両提供罪	飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。
酒類提供罪	飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。
同乗罪	運転者が飲酒していることを知りながら、要求・依頼して同乗すること。

上記に該当する場合、運転者以外にも罰則が！！

飲酒運転は悪質な犯罪！
「飲酒運転をしない、させない、許さない」飲酒運転根絶を